

令和
元年度



令和元年度市民税・県民税

特別徴収のしおり

この綴は、本年6月より来年5月の最終納入まで12カ月間の取扱要領と関係書類をまとめたものですから、よくご覧のうえ、大切に保存してください。

秋田県にかほ市

〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市総務部税務課
TEL (0184) 43-7505

“異動届は確実に 納入は別添の納入書で翌月10日まで”

納付場所および納付できる金融機関

にかほ市役所

(象潟庁舎・金浦庁舎・仁賀保庁舎)

北都銀行本支店

秋田銀行本支店

羽後信用金庫本支店

秋田しんせい農業協同組合本支店

各郵便局

令和元年 5 月

特別徴収義務者 様

にかほ市長 市 川 雄 次

(公印省略)

令和元年度市民税・県民税特別徴収税額の通知について

平素は、市民税・県民税の特別徴収につきまして格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条、第321条の4第1項ならびに、にかほ市税条例第45条、第53条の6の規定により貴事業所を特別徴収義務者と指定し、令和元年度市民税・県民税の特別徴収税額を別添のとおり通知いたしますので、ご査収の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 市・県民税の特別徴収について

1. 特別徴収義務者の指定

さきに給与支払報告書の提出をいただきましたが、その報告にもとづき市・県民税額を計算し、別紙指定通知書のとおり貴事業所（給与支払者）を特別徴収義務者に指定いたしました。

2. 納税者への通知書の交付

納税者への通知書は特別徴収義務者を經由して交付することになっておりますので、なるべく早く交付して下さい。なお退職等により交付できない方については、異動届書と一緒にお返し下さい。

3. 特別徴収税額の納入

特別徴収義務者は、各納税者の月割税額を6月から翌年5月までの12回にわたり、毎月給与の支払いの際徴収し、翌月10日までに別添納入書（納入金額のうち給与欄に税額を記入）によって納入して下さい。（一括徴収による税額も含めて給与欄に記入します。）

4. 納入場所

表紙の裏に記載してあります。

5. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に税額の変更等（すべての変更又は異動を含む）があった場合、特別徴収税額（

年税額
月税額

）変更通知書（特別徴収義務者あてと納税者あて）を送付しますから、納税者あて変更通知書は本人へ交付して下さい。

6. 退職所得にかかる市・県民税の納入について

退職所得にかかる市・県民税は納入済通知書の納入金額の退職欄に税額を記入し、裏面の納入申告書にも必ず記入して下さい。

7. 貴所の特別徴収義務者番号

この番号は、同封の特別徴収税額の決定通知書に記載されています。今年度の納入書、異動届出書、その他特別徴収関係書類には、すべてこの番号を記入して下さい。

8. 一括徴収について（特にご留意くださるようお願いいたします。）

○納税者へ税額通知書送達後、退職等の理由により給与の支払を受けなくなったときは、その事由の発生がその年の12月31日までであるときは、当該納税者の申出によるが、その事由が翌年1月1日以後であるときは、納税者の申出に関係なく特別徴収義務者において最後の給与等の支払の際に残りの額を徴収し一括納入をして下さい。

事務取扱いについてのお願い

1. 異動届出書の記載内容は正確に、提出は異動事由発生後すみやかにお願いします。

この届出書の内容に誤りや記入漏れがあったり、提出の遅れ、又は提出の漏れがあると、徴収簿のうえで貴事業所の当該月の月割額に差異を生じ過不足額の照会や、督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。(にかほ市に提出される場合はにかほ市の異動届出書用紙をご使用願います。)

また、各届出書はにかほ市ホームページの申請書ダウンロード〈税務課〉《http://www.city.nikaho.akita.jp/genre/index.html?category_id=69》に掲載しております。

2. 退職等の場合、未徴収税額について一括徴収くださるよう、ご指導願います。

一括徴収とは、納税者の申出により（翌年1月以降については納税者の申出に関係なく特別徴収義務者の義務として）最後の給与等の支払の際、残りの税額を徴収し、一般の人の税金と一緒に納入していただくことです。なお、死亡の場合は相続人の承諾を得てください。この場合は届出書の下欄、一括徴収の申出欄に記入していただくこととなります。（退職金に係る市・県民税額はこれとは全く別であり、又退職者が本人で納付する場合は一括徴収にはなりませんので、この欄は記入しないで下さい。）

3. 転勤の場合の月割額について

納税者が転勤により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、届出書に記入のあった場合を除き、転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を經由して申出してもらうことになっています。なお、新しい勤務先での月割額は当市からの通知による額を徴収して下さい。（転勤先での月割額、徴収開始月等を転勤先事業所へ「申し送り」されるよう、ご協力下さい。）

4. 異動の日の属する月までは必ず徴収して下さい。

5. 不明な点がありましたら税務課へお問い合わせ下さい。

電話 (0184) 43-7505

令和 年 月 日

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名および貴事業所名を記入のうえ、最初に納入される際その郵便局に提出してください。

前年度利用された郵便局は本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。

※提出方法について

指定の通知書と納入書をお持ちになり郵便局へ提出してください。提出した月の分から郵便局での納付が可能となります。

郵便局長 様

にかほ市長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱金融機関に指定しましたから通知します。

記

許可又は承認番号	私製承認仙第6318号
口座番号	02210-4-960417
加入者名	にかほ市
とりまとめ局	仙台貯金事務センター
事業所名	

令和2年度 市民税

給与支払報告書

令和元年度 県民税

特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※印の欄は記載する必要がありません。

秋田県 にかほ市長 様 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地											この届に 応答される方	所属											※にかほ市記入欄 処理月日
氏名又は 名称			◎										氏名		特別徴収義務者番号											
個人番号 又は法人番号													TEL													
給与所得者															特別徴収税額	未徴収税額	異動	異動事由	未徴収税額	1月1日以降退職時 までの給与支払金額						
氏名	(旧姓)	生年月日	T S H	宛 名 番 号											(ア)	徴収済額	※1月1日から4月 30日までの間に退 職した方の額は、下 の一括徴収予定額の 合計と同額。	年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 息 4. 育 児 休 暇 5. 産 休 6. 死 亡 7. 会 社 解 散 8. そ の 他	の徴収	円					
個人番号											(イ)	月から				1. 特別徴収 を継続	1月1日以降退職時 までの給与支払金額									
住所												月まで			2. 一括徴収	控除 保 除 社 料 会 額	円									
新しい勤務先の 名称及び所在地	(局) 番 円														3. 普通徴収											

●一括徴収する場合の申出書 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定年月日	一括徴収予定額		一括徴収した 税額は、	※にかほ市記入欄
1. 異動が12月31日までで 申出があったため (月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で 特別徴収継続の希望が ないため		支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	月分 (月 日納入分) で納入します。		

●転勤等による特別徴収継続届出書 (新勤務先で記入してください)

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。

新勤務先では下段の事項を記入し、又、徴収台帳への記入等の手続きを済ませたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)であるにかほ市長に送付してください。

月割額 円を 月分から徴収し、 納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指定番号	
給与支払期日		名称	印											所属
		個人番号 または法人番号												氏名
														TEL

納入書の書き方

例) 退職所得分を合算して納入される場合

(注意)

- 1 納入すべき金額が右上の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。
- 2 領収証書、納入済通知書についても同様に記入して下さい。
- 3 退職所得に係る税額がある場合には、納入金額欄の退職所得分の欄に記入し裏面の納入申告書を必ず記載して納めて下さい。
- 4 予備の納入書をご使用の際は、納付年月・住所(所在地)・氏名(名称)の記入漏れのないようご注意ください。

秋田県 にかほ市 個人市民税 納入書 ④			
市区町村コード	口座記号番号	加入者名	
0 5 2 1 4 1	02210-4-960417	にかほ市	
	指定番号	納入金額(1)	
令和××年06月分	1 2 3 4	円 5-6-7-0-0	
○納入すべき金額が右上の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 □ □ □ □ 5 6 7 0 0
	入	退職所得分	□ □ □ 1 3 5 7 0 0
	金	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □
	額	督促手数料	□ □ □ □ □ □ □ □
	(2)	合計額	□ □ □ 1 9 2 4 0 0
納期限	令和××年 7 月 10 日		
※日計			
※は金融機関において使用する欄です			
(特別徴収義務者)		領収日付印	
所在地	〒 018-0192		
住所	にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地		
名称 又は 氏名	○ × 工業株式会社		
		様	
上記のとおり納入します。			
(金融機関又は郵便局保管)			

市・県民税特別徴収税額の納期は翌月の10日までです。

納期の特例について

給与の支払いを受けるかたが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

1. 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収額 12月10日まで納入

12月から翌年5月までの特別徴収額 翌年の6月10日まで納入

2. 申請について

申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。

前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

3. 申請が却下になるとき

(1) 給与の支払いを受ける方が、常時10人未満であると認められないとき

(2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき

(3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消の通知を受けている場合

※納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例の取消になりますので、ご連絡ください。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 年度 月分以降の市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による（承認・承認の取り消し）を申請します。

秋田県 にかほ市長様	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	名 称 また は 氏 名		㊦	特別徴収義務者番号		
			所 在 地		にかほ市からの問 い合わせに回答さ れる方	所 属		
			法人番号			氏 名		
令和 年 月 日						TEL		
この申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員、支払金額（臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください。)			年 月	人 (人) 円	年 月	人 (人) 円		
			年 月	人 (人) 円	年 月	人 (人) 円		
			年 月	人 (人) 円	年 月	人 (人) 円		
現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細								
この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項								
備考								

市 民 税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

秋田県 にかほ市長 様 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地											特 別 徴 収 義 務 者 号 ※必ず記入願います にかほ市からの問合せ に回答される方	所 属		
		名 称	Ⓜ											氏 名		
		法 人 番 号														

特 別 徴 収 申 出 者	フリガナ			普通徴収納税通知書番号			年 税 額			普通徴収納税済額			納 付 済 期 別	納 付 残 額
	氏 名												1. 全 額 未 納 2. 1 期分まで納付済 3. 2 期分まで納付済 4. 3 期分まで納付済 5. 4 期分まで納付済	
	生 年 月 日	(大正・昭和・平成) 年 月 日					円			円				円
	1月1日現在の住所						普通徴収 第		期以降を		月分			
	現 住 所						(月 日納入分) から特別徴収します。							

備	
考	

※普通徴収の納期が過ぎている納期分は、特別徴収に切替できません。

※二重納付防止のため本人宛に送付された普通徴収分の納税通知書(領収済)の写しを必ず同封してください。

受給者番号の設定を希望される場合は、備考欄に記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届出書

(この届出書は、給与支払者の住所移転や名称の変更などのあった場合に提出してください。)

令和 年 月 日	給 与 特 別 徴 収 義 務 者	所 在 地	特 別 徴 収 義 務 者 号 指 定 番 号	
にかほ市長様		(名 称) 代 表 者 氏 名・印	この届出担当者等 の氏名等	係
		法人番号	TEL () - 内線 番	

◇ 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後
所 在 地	〒	〒
名 称		
電 話 番 号	() - 内線 番	() - 内線 番
変 更 年 月 日 変 更 理 由	年 月 日 1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 会社合併 4. 会社吸収 5. その他 ()	

※所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

令和元年分給与支払報告書は

1月31日までにできるだけ

早めに提出して下さい。

退職者の一括徴収について

1月1日から4月30日までの間に退職等された場合、未徴収税額を一括徴収して翌月10日までに納入してください。

〔重要なお知らせ〕

* 退職者の給与支払報告書の提出義務

地方税法第317条の6第3項に基づき、平成18年1月1日以降の退職者について、退職した年の翌年の1月31日までに、退職時の住所所在地の市町村長に給与支払報告書を提出することが義務づけられました。

ただし、その者に対する給与支払額が30万円以下の場合は、提出しないこともできます。

給与支払報告書（総括表）

秋田県にかほ市長宛 令和 年 月 日提出

給与の支払期間	年 月分から 月分まで										事業種目		
給与支払者の個人番号又は法人番号												受給者員	人
フリガナ											報告員	特別徴収	人
給与支払者の氏名又は名称												普通徴収	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称											合計		人
フリガナ												員	人
同上の所在地	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>										所属	税務署	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名											給与の支払方法及びその期日		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 連絡先										特別徴収税額の支払を希望する金融機関	(名称)	
												(所在地)	
										特別徴収義務者 指 定 番 号			